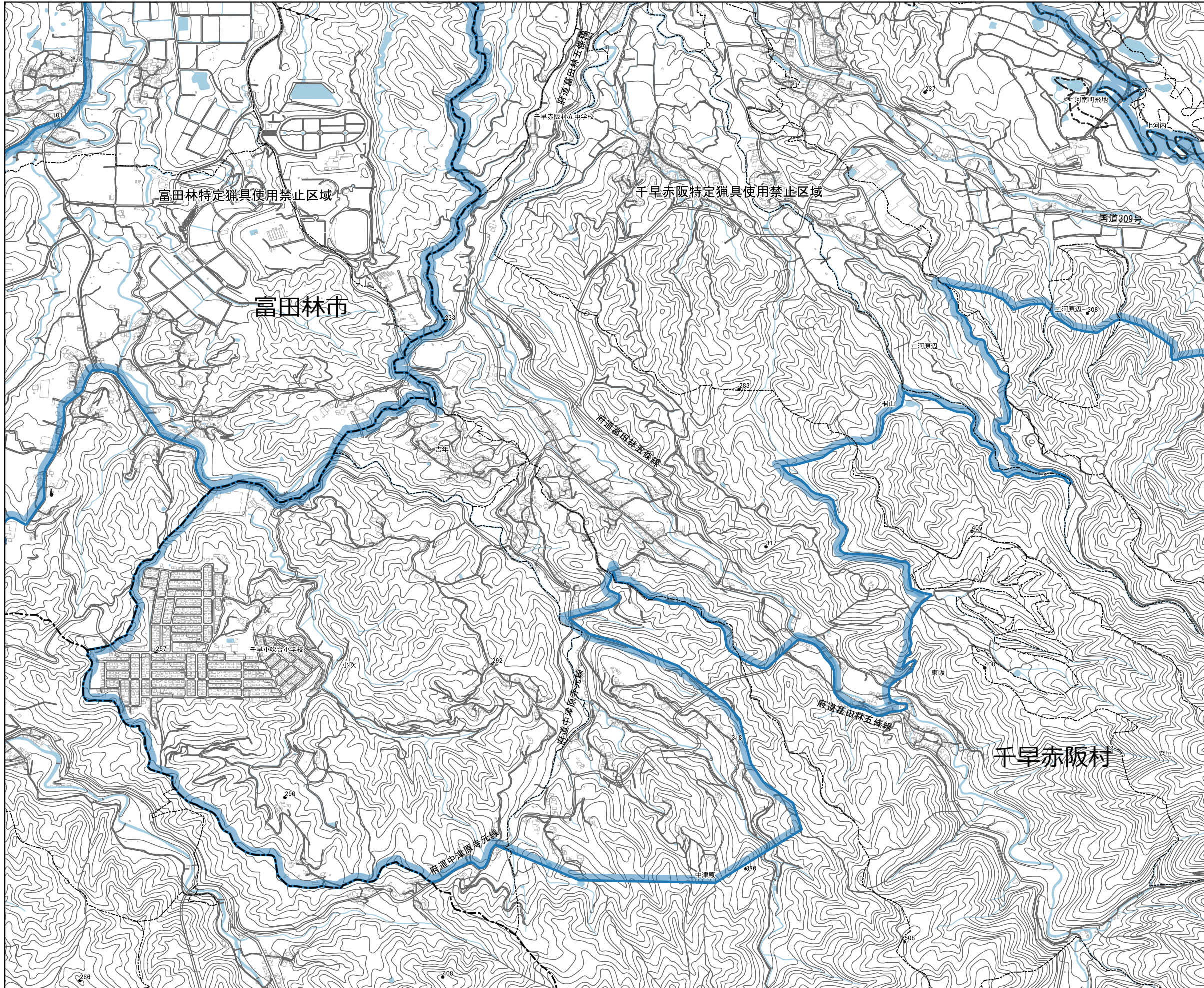


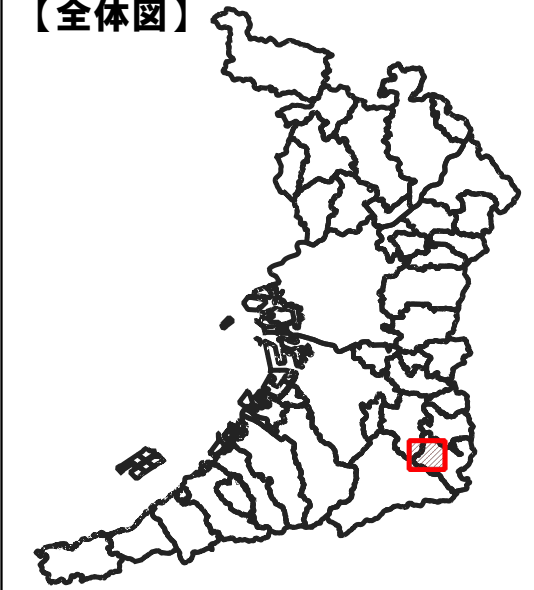
47 千早赤阪特定猟具使用禁止区域(2)

1:10000

0 250 500 m



【全体図】



【凡例】

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域(銃)
- 鳥獣保護区(他府県)

【指定区域】

千早赤阪村と富田林市と河南町との境界を起点とし、千早赤阪村と河南町との境界沿いに約5,154メートル南東進し、町村境界と国道309号の交点から約182メートル北東進して標高303.1メートルの丘に至る。同所から尾根沿いに約329メートル南東進して標高319.8メートルの丘に至り、同所から尾根沿いに約173メートル西進して川に至り、同所から川沿いに約223メートル南進し、同所から尾根沿いに約120メートル西北西進し、同所から谷沿いに約74メートル南西進して林道池ノ谷線の二又路に至り、同所から林道池ノ谷線を約120メートル南進し、同所から約60メートル西進して林道菅溝谷線に至り、同所を約67メートル北進して谷筋に至る。同所から谷筋を約135メートル西進して標高350.2メートルの丘に至り、同所から尾根筋を約100メートル北北西進して標高340.5メートルの丘に至り、同所から谷筋を約194メートル北西進して川に至り、同所から尾根筋を約150メートル南西進して標高313メートルの丘に至る。同所から谷筋を約167メートル北西進して川に至り、同所から尾根筋を約142メートル西進して標高300メートルの丘に至る。同所から谷筋を約104メートル西進し、川に至る。同所から谷筋を約100メートル西進し村道水分二河原辺線と農道足谷線との交点に至り、同所から農道足谷線を南東進し終点に至る。同所から約110メートル南南東進し林道足谷線と農道尾根田線の交点に至る。同所から農道尾根田線を約834メートル北西進し、小字マンデンと小字ナツガタとの境界に至る。同所から、小字城の谷と小字櫛の尾と小字城の谷の川筋との交点に至る線、小字城の谷の川筋、小字城の谷の川筋と小字城の谷と小字坊領山との境界との交点、小字城の谷と小字坊領山との境界、小字不本見山と小字坊領山との境界、小字不本見山と小字宮山との境界、小字不本見山と小字栗木谷との境界、農道猫路線、村道上東阪支線、府道富田林五条線農道百々戸線、村道東阪中津原線、村道柿花八国線を経て、村道柿花八国線を約351メートル南東進し、同所から二又を東進し、林道奥代線に至り、同所から約125メートル南進し、同所から村道御倉大峯線の終点に至る線、同所から上池北端に至る線、上池北端から府道中津原寺元線と村道小吹西峰線との交点に至る線、府道中津原寺元線、千早赤阪村と河内長野市との境界線、千早赤阪村と富田林市との境界線及び千早赤阪村と富田林市と河南町との境界の交点で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。